様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2024年　11月　　13日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） とりい  一般事業主の氏名又は名称 トリイ株式会社  （ふりがな） とりいひろおみ  （法人の場合）代表者の氏名 代表取締役　鳥居宏臣  住所　〒444-0422　愛知県西尾市一色町味浜江向36  法人番号　4180301023323  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進に関する方針 | | 公表日 | 2024年　10月　21日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://e-torii.co.jp/20241021-2/  上記HP（DX推進に関する方針）の見出し「1.　企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定」 | | 記載内容抜粋 | 当社では、基幹事業の強化、事業の拡大、新規分野への挑戦を通じて、100年先を見据えた強固な経営基盤の確立を目指していきます。特に、IT投資やデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進を加速させることで、変化の激しいビジネス環境においても柔軟に対応し、持続可能な成長を実現します。急速に変化するビジネス環境においては、DXを通じてデータとクラウドサービスを効果的に活用し、競争優位を確立することが求められており、これにより地域社会に対しても貢献していくとともに、社会的責任を果たしてまいります。  　また、DXを通じた企業内のイノベーションの実現のみならず、その成果をソリューションとして提供することで、お客様のイノベーションの支援にも尽力していきます。これにより、地域の経済的発展に寄与するだけでなく、より広範な社会的課題の解決に向けて取り組むことができると確信しております。  　これらの施策を遂行するにあたっては、取締役会での承認を得て以下に掲げる方針を実行し、組織全体でDXを推進しながら、強固かつ持続可能な経営基盤の構築に努めてまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 施策内容については取締役会での承認のもとで作成されています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進に関する方針 | | 公表日 | 2024年　10月　21日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://e-torii.co.jp/20241021-2/  上記HP（DX推進に関する方針）の見出し「2.　企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策(戦略)の決定」 | | 記載内容抜粋 | DX戦略の一環として、まず社内の販売管理システムやデータ管理の見直しを行い、これまで分散管理されていたデータを一元化する取り組みを進めています。これにより、社内業務の効率化及び生産性の向上を目指します。また、システムを活用してデータを効果的に活用することも重要な戦略としています。具体的には、過去の顧客データを分析することで営業活動を最適化し、リアルタイムで得られる情報を基に、将来的な営業戦略の構築にもつなげていきます。  既存の販売管理システムを拡張し、過去の顧客データや購買履歴を分析する仕組みを整備します。これにより、販売データを戦略的に活用して新たなマーケティングや販売戦略を策定し、よりターゲットに適したアプローチが可能となります。特に、顧客の購買パターンや傾向を詳細に分析することで、需要予測や商品の提案精度を高め、売上の最大化を図ることができます。 　これらの取り組みを通じて、最新技術を活用しながら事業の持続的成長を目指しており、引き続き社内外のデータを効果的に活用し、競争力を高めていきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 施策内容については取締役会での承認のもとで作成されています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | https://e-torii.co.jp/20241021-2/  上記HP（DX推進に関する方針）の見出し「3.　戦略を効果的に進めるための体制の提示」 | | 記載内容抜粋 | DX推進およびDX人材の育成を目的として新たな組織体制を整備し、これを通じて事業の拡大や業務改革を推進しています。具体的には、DX推進部を設置し、取締役の指導のもとで全社的なDX戦略の企画と推進を統括しています。このDX推進部は他の事業部門と密接に連携し、DX推進活動を積極的にリードしています。また、全社的な方針の検討・協議の場を設け、DX推進を一層強化しています。 　さらに、DX推進プロジェクトを立ち上げ、取締役が統括責任者として、デジタルツールの最適な選定と業務プロセスの効率化を進めています。このプロジェクトを通じて、各業務チーム内での情報共有を促進し、デジタル化に対応できる人材の育成にも注力しています。 　高いスキルを持つDX人材の育成により、社員が自発的にお客様視点で業務プロセスを見直し、変革をリードする力を養うとともに、個々の付加価値を向上させることを目指しています。これによって、DX推進に不可欠な人材を組織全体で育成し、事業の継続的な成長と競争力強化に寄与してまいります。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | https://e-torii.co.jp/20241021-2/  上記HP（DX推進に関する方針）の見出し「4.　最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示」 | | 記載内容抜粋 | まず全営業社員にタブレット端末を貸与し、社内システムにいつでもアクセス可能な環境を整えます。また、タブレット端末の買い替えや保守、アプリの購入などにかかる費用を毎年予算計上し、不備が生じないよう環境整備を行うための資金体制を整えます。  また、2025年より年2回、社内で意見交換会を実施し、当社が保有する膨大なデータを整理・活用できる基盤の強化を進めています。これにより、社内外のデータを連携・統合し、商品やサービスの改善を行い、顧客ニーズに基づいたマーケティングを強化することが可能となります。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進に関する方針 | | 公表日 | 2024年　10月　21日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://e-torii.co.jp/20241021-2/  上記HP（DX推進に関する方針）の見出し「5.　戦略の達成状況に係る指標の決定」 | | 記載内容抜粋 | 【既存ビジネスの強化による売上向上の取り組み】 業務効率化とチームワークの強化を目指し、社内連絡ツールの導入を進めています。これにより、業務の属人化を防ぎ、より効率的な情報共有を実現します。目標として、従来の電話連絡に代わる社内ツールの使用率を70%以上に引き上げることを掲げており、その達成に向けて取り組んでいます。  【業務効率化による経費削減の取り組み】 経費削減の一環として、ペーパーレス化を推進しています。これにより、紙媒体の使用量削減に貢献し、廃棄物を30%以上削減することを目標としています。また、受発注業務のデジタル化にも取り組んでおり、70%以上のデジタル化率を目指しています。これにより、アナログな手続きを減らし、業務効率を飛躍的に向上させています。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　10月　21日 | | 発信方法 | https://e-torii.co.jp/20241021-2/  上記HP（DX推進に関する方針）の見出し「6.　実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信：発信方法」及び見出し「7.　実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信：発信内容」  発信者:取締役兼実務執行総括責任者 鳥居三基人(上記HPに記載)  ※当発信者は経営者(代表者)と同等の権限・責任を有する者です。 | | 発信内容 | 基幹事業の強化、事業の拡大、新規分野への挑戦を通じて、100年先を見据えた強固な経営基盤の確立を目指すために、DXを通じた取り組み内容からから始め、取り組みの達成基準(KPI)までの具体的な内容を当HP上で発信します。 これにより、取り組みの進捗を明確にし、達成基準に至るまでのプロセスを透明化することで、お客様からの信頼をより一層高めることを目指しています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　10月頃　～　　継続実施中 | | 実施内容 | 『DX 推進指標』による自己診断を実施するため、『DX 推進指標自己診断フォーマット ver2.4』に自己診断結果を記入、提出いたしました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　10月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | トリイ株式会社 (以下、当社)は、お客様からお預かりした当社の情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威から守り、 お客様ならびに社会の信頼に応えるべく、 以下の方針に基づき全社で情報セキュリティに取り組みます。  1. 経営者の責任 当社は、経営者主導で組織的かつ継続的に情報セキュリティの改善・向上に努めます。  2. 社内体制の整備 当社は、情報セキュリティの維持及び改善のために組織を設置し、情報セキュリティ対策を社内の正式な規則として定めます。  3. 従業員の取組み 当社の従業員は、 情報セキュリティのために必要とされる知識、技術を習得し、 情報セキュリティへの取り組みを確かなものにします。  4. 法令及び契約上の要求事項の遵守 当社は、情報セキュリティに関わる法令、 規制、 規範、 契約上の義務を遵守するとともに、 お客様の期待に応えます。  5. 違反及び事故への対応 当社は、情報セキュリティに関わる法令違反、 契約違反及び事故が発生した場合には適切に対処し、再発防止に努めます。  当社ではIPAのSECURITY ACTIONに基づき二つ星の宣言を行っております。  自己宣言ID：41034366421 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。